

広島県公安委員会公告第 50 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 4 月 16 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 審査の種類

技能検定員審査（大型・大特・牽引）

2 審査の期日

平成 19 年 5 月 17 日

3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号

広島県運転免許センター

4 審査の対象者

法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号の規定に係る者

5 審査の方法

規則第 4 条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）	1 通
イ 技能検定員等審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
カ 技能検定員資格者証等の写し	1 通

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成 19 年 5 月 10 日